

## 松江市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 準中型自動車運転免許 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 84 条第 3 項に規定する準中型自動車運転免許をいう。
- (2) 自動車教習所 法第 99 条に規定する指定自動車教習所をいう。

### (補助の対象)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金
補助金交付の目的	消防用に供する準中型自動車運転免許（以下「運転免許」という。）の取得に要する費用等を補助することにより、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化に資することを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	準中型自動車運転免許の取得
補助金の交付対象経費	補助の交付対象となる経費は、自動車教習所において準中型自動車運転免許の取得に要する経費（入学金、教習料金、審査料、適性検査料、卒業検定料その他市長が認める経費。ただし、正規の教習時間に係るものに限る。）とする。
補助金の交付の率又は金額	交付対象経費の全額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1 人当たり 15 万円を上限とする。
終期	令和 7 年 3 月 31 日
補助事業者の範囲	次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 松江市消防団に所属し、普通自動車免許を有していること。</li><li>(2) 重量が 3.5 トン以上の車両を保有する分団又は班で、所属する松江市消防団の分団長（以下「分団長」という。）から推薦を受けていること。</li><li>(3) 準中型自動車免許の取得をした後に 5 年以上松江市消防団員（以下「消防団員」という。）として活動することを誓約していること。</li></ol> |
|--|--|

（交付の申請）

第 4 条 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 松江市消防団員準中型自動車運転免許取得団員推薦書（別記様式）
- (2) 運転免許取得に要する教習費用等の見積書の写し
- (3) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真が添付されたものの写し

（実績報告）

第 5 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとし、当該免許の取得等をした日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月末日までの日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 運転免許取得に要する教習費用等の領収書の写し
- (2) 運転免許取得後の免許証の写し

（補助金の交付請求）

第 6 条 規則第 14 条第 2 項に規定する補助金等交付請求書は、補助金の交付を決定した日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

松江市消防団員準中型自動車運転免許取得団員推薦書

年 月 日

（あて先）松江市長

松江市消防団 分団  
分団長  
（電話番号 — — ）

下記の消防団員について、準中型自動車免許を取得させたいので、推薦します。

記

階 級	
氏 名	
経験年数	年 月